

保険・年金 フォーカス

EIOPA がソルベンシー II の 2020 年 レビューに関する CP を公表 (13) －比例性－

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1－はじめに

ソルベンシー II に関しては、レビューの第 2 段階として、ソルベンシー II の枠組みの見直しが 2021 年までに行われる予定となっており、その検討が既にスタートしている。欧州委員会は、EIOPA (欧州保険年金監督局) に対して、2019 年 2 月 11 日に指令 2009/138/EC2 (ソルベンシー II) のレビューに関する助言要請¹を行った。これを受けて、EIOPA が検討を進めていたが、2019 年 10 月 15 日に、ソルベンシー II の 2020 年レビューにおける技術的助言に関するコンサルテーション・ペーパー (以下、「今回の CP」という) を公表²した。

これまで [10 回のレポート](#) で、今回の CP の具体的内容について報告してきており、[前回のレポート](#) では、「報告と開示」に関する項目について、報告した。

今回のレポートでは、「比例性」に関する項目について、欧州委員会からの助言要請、問題の特定及び EIOPA の助言内容を中心に報告する。

2－「ソルベンシー II からの除外の臨界値」

ここでは、「ソルベンシー II からの除外の臨界値」に関する検討内容について、報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

¹ https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf

² EIOPA による公表

<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-technical-advice-for-the-2020-review-of-Solvency-II.aspx>

協議ペーパー

https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465_CP_Opinion_2020_review.pdf

3.16. 比例と臨界値

EIOPA は、ソルベンシー II の枠組みの適用における比例性が強化されるかどうか、特に以下の分野について評価するよう求められている。

- ・ソルベンシー II 指令第 4 条に定義されているソルベンシー II の範囲からの除外に関する基準の妥当性

2 | 関連法規

ソルベンシー II 指令第 4 条

3 | 問題の特定

3-1. 比例原則について

比例原則は、ソルベンシー II フレームワークの包括的な原則の 1 つである。全てのソルベンシー II 要件は、会社が直面する又は直面する可能性のあるリスクの性質、規模及び複雑性に比例すべきである。比例原則の実施は、個々の会社のリスクを考慮すべきである。監督の実効性を確保するために、監督当局がとる全ての実務及び権限は、市場全体な金融安定性にとっての当該会社の重要性にかかわらず、保険又は再保険会社に内在するリスクの性質、規模及び複雑性に比例すべきである。

これは一般に認識されており、比例原則が包括的に定義されていなくても、ソルベンシー II の立法及び監督上の検証プロセスを通じて適用される。一定の条文における比例原則への言及は、それが明示的に言及されていない場合には、それが適用されない、又はあまり適用されないという結論を導くべきではない。

比例原則の重要性は、中小会社に対する過度の負担を回避する必要性と明確に結びついている。特に、ソルベンシー II は、特定の顧客セグメントに特定の種類の保険又はサービスを提供することを専門とする保険会社にとって負担が大きすぎではならず、このように専門化することが、リスクを効率的かつ効果的に管理するための貴重なツールとなり得ることを認識すべきである。

このことは、この原則を考慮する場合、規模だけが関連する要因ではないことを意味する。この原則は、(量的にも質的にも) 救済を伴わずに要件を適用することが、事業に内在する会社のリスクの性質、規模及び複雑性に比例的でない場合に適用される。

ソルベンシー II の枠組みの適用は、一律のアプローチにつながるものであってはならず、また、比例原則は、例えば、全ての加盟国に市場の一部を自動的に適用除外するなど、一律のアプローチを反映すべきではない。このアプローチはリスクベースではなく、会社や市場の特殊性を考慮していない。

比例原則に関連して、リスクベースのシステムが実施される。

リスクベースのシステムと比例的な制度によって、NSAs (national supervisory authorities : 各国監督当局) は自らの資源を優先順位付けし、効率的かつ効果的に利用することができる。識別や測定がより複雑な場合であっても、関連するリスクを監視下に留めておくことが重要である。リスクに基づく優先順位付けは、市場に対する潜在的な評判リスク、又は事業の失敗が (たとえ衝撃が小さくても) 市場全体に及ぼす可能性のある市場混乱のリスクの評価によって補完されるべきである。

EIOPA は、比例原則を評価し、修正すべきであることに同意するが、適切かつ公正な修正を促進することは、全体として重要であると考えているとしている。

3-2. 比例原則の現状

元受保険会社及び再保険会社のいずれも、その法的形態にかかわらず、一般的にソルベンシー II 指令の対象となる。職業退職給付機関、死亡給付基金及び小規模保険会社は対象外とする。ソルベンシー II 指令第 4 条では、ソルベンシー II の範囲からの除外を、異なる定量的な臨界値を使用して決定している。

ソルベンシーII指令第4条の規模と性質による排除のための臨界値

項目	臨界値
ソルベンシーII適用のための保険料収入基準	5百万ユーロ
ソルベンシーII適用のための技術的準備金の臨界値	25百万ユーロ
再保険の取扱限度額(保険料収入)	0.5百万ユーロ
再保険の取扱限度額(保険料収入)	10%
再保険の取扱限度額(技術的準備金)	2.5百万ユーロ
再保険の取扱限度額(技術的準備金)	10%

ソルベンシー II の枠組みを適用することを希望する会社、例えば、欧州パスポートの恩恵を受けることを希望する会社は、そうする権利を有することに留意すべきである。以下の表は、ソルベンシー II から現在除外されている保険会社の総数及びそれらの保険会社に適用される制度を示している。13 の加盟国では、ソルベンシー II の適用範囲から除外される保険会社は存在していない。

ソルベンシー II 適用除外会社数とその適用制度

国	保険及び再保険会社総数	うちソルベンシーIIから除外されている保険会社	ソルベンシー II 除外会社に適用される制度
オーストリア	84	49	ソルベンシーI又はソルベンシーII以外
ベルギー	69	3	ソルベンシー I
ブルガリア	37	5	ソルベンシー I
クロアチア	18	0	該当企業なし
キプロス	32	1	ソルベンシー II だが、いくつかの違い(免除等)
チェコ共和国	27	0	該当企業なし
デンマーク	82	11	ソルベンシー II だが、いくつかの違い(免除等)
エストニア	10	0	該当企業なし
フィンランド	50	6	ソルベンシーI又はソルベンシーII以外
フランス(注1)	713	237	ソルベンシー I
ドイツ	402	27	ソルベンシーI又はソルベンシーII以外
ギリシャ	38	2	ソルベンシー II だが、いくつかの違い(免除等)
ハンガリー	33	10	ソルベンシー I
アイスランド	11	0	該当企業なし
アイルランド	201	1	ソルベンシー I
イタリア	100	1	ソルベンシーI又はソルベンシーII以外
ラトビア	6	0	該当企業なし
リヒテンシュタイン	38	0	該当企業なし
リトアニア	9	0	該当企業なし
ルクセンブルク	278	0	該当企業なし
マルタ	68	0	該当企業なし
オランダ	134	22	ソルベンシー II だが、いくつかの違い(免除等)
ノルウェー	68	0	該当企業なし
ポーランド	60	1	ソルベンシー II だが、いくつかの違い(免除等)
ポルトガル	41	0	該当企業なし
ルーマニア	29	1	ソルベンシー I
スロバキア共和国	14	0	該当企業なし
スロベニア	15	0	該当企業なし
スウェーデン	187	26	ソルベンシーI又はソルベンシーII以外
英国	493	170	ソルベンシーI又はソルベンシーII以外

(注1)代替リンクによって別の会社とリンクされている97の会社が両方の数字に含まれている。

(注2)葬祭保険会社、ランオフ再保険会社、生命保険会社1社を除く。

ソルベンシーIIの範囲から除外される保険会社を有している17の加盟国のうち、5カ国はソルベンシーIIと同様の制度を適用するが、いくつかの例外があり、6カ国はソルベンシーIを適用し、6カ国はソルベンシーI又はソルベンシーIIとは異なる（ソルベンシーIでもソルベンシーIIでもない）制度を適用する。

4 | 分析と助言内容

EIOPAは、以下の2つの政策課題について、分析している。

・政策課題1：ソルベンシーIIからの除外に向けたアプローチ

検討されたオプションは、以下の通り

オプション1：変更なし

オプション2：ソルベンシーIIから第4条に定義する一定の会社への除外を維持し、ソルベンシーIIの三つの柱にまたがる比例性を強化する

オプション3：第4条に定義される一定の会社へのソルベンシーIIからの除外を維持（以下の政策課題2（第4条の内容の改訂）に関するオプション2も参照）し、ソルベンシーIIの範囲に入るが特別な制度を有する中規模の会社に対する特定の監督制度を導入する。

・政策課題2：第4条の内容の改訂

検討されたオプションは、以下の通り

オプション1：変更なし

オプション2：ソルベンシーIIを欧州委員会の小規模会社の定義に合わせるため、全ての数値基準を2倍に引き上げる。

オプション3：オプション2と同じだが、加盟国の裁量で保険料収入の臨界値を決定する。

オプション4：予め定められた保険市場の年間平均成長率（ECBのインフレ目標やEEAのGDP成長率）を組み込むことにより、第4条の臨界値方法論を変更する。

オプション5：第4条の臨界値の算定方法を変更し、損害保険会社に係る保険料関連臨界値及び生命保険会社に係る技術的準備金、に適用される第4条の臨界値方法論を変更する（新しい金額がテストされる）。

4-1. ソルベンシーIIの枠組みからの排除に向けたアプローチについての助言内容

EIOPAは、ソルベンシーII指令第4条に定義されている特定の企業に対するソルベンシーIIからの方法論的排除を維持（第4条の内容に関する政策オプション2も参照）し、ソルベンシーIIの三つの柱における比例性を強化することを提案している。

4-2. 第4条の内容の改訂についての助言内容

EIOPAは、第4条の臨界値を以下のように改定することを提案している。

- ・技術的準備金に関する臨界値の倍増
- ・現在の5百万ユーロから最大25百万ユーロまでの収入保険料を参照する臨界値を設定するための加盟国オプションの許可

その背後にある合理的な理由は、技術的準備金を保険契約者保護の最も重要なラインとして考慮することであり、したがって、この金額について柔軟性を持たせるのではなく、加盟国が市場の特殊性を考慮して認める場合には、5百万ユーロを超える保険料を有する会社を除外することを認めることができるように、保険料収入の臨界値について柔軟性を持たせることである（オプション3）。

3—「第1の柱における比例性」

ここでは、「第1の柱における比例性」に関する検討内容について、報告する。

3-1. 技術的準備金

欧州委員会からの勧告を受けて、EIOPAは技術的準備金の計算に関するいくつかの要件を免除する可能性を検討した。

しかしながら、ソルベンシーIIの枠組みにおける技術的準備金の計算は、SCR（ソルベンシー資本要件）のような他の定量的な要件に比べてより原則に基づいていることに留意する必要がある。したがって、通常は、計算方法や基礎となる前提の選択など、計算プロセス自体に組み込まれて比例性が適用され、特別な追加規定は必要ない。また、ソルベンシーIIの枠組みでは、保険料調整メカニズムを用いた保険債務の最良推定値の簡素化やリスク・マージンの簡素化など、既に具体的な簡素化が図られている。したがって、EIOPAは、比例的な枠組みを確保するための新たな簡素化の可能性についても検討した。

助言要求（最良推定値に対する）で取り上げられた全ての関連トピックについて比例性を評価した。検討された最良推定地の評価に関するいくつかのオプションには、比例的アプローチが含まれているが、最終的にこれらのオプションはそれぞれ異なる理由で無視されている。

主に次の2つの問題に対処した。

- ・IFRS第17号との調和。EIOPAは、IFRS第17号の保険料配分アプローチに沿った新たな簡素化の導入を検討している。しかし、以前の報告で論じたように、このオプションは退けられた。
- ・動的な保険契約者の行動モデリング。オプション3として、EIOPAは一定の状況下での静的な保険契約者の行動を認める可能性を検討しており、したがって委任規則第26条に定められた要件の一部を免除している。

3-2. SCR（ソルベンシー資本要件）標準式

1 | 欧州委員会からの助言要請の内容

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

3.7.c) SCR標準式の簡易計算

EIOPAには、生命保険とSLT保険の保険引受リスク・モジュールの適用と、損害保険の解約リスク・サブモジュールについて報告するよう求められており、保険と再保険会社の適用の相違を特定している。特に、監督上の経験からソルベンシーII指令第109条及び第111条第1項(I)に規定する追加的な簡易計算の必要性が指摘されている分野について報告を求め、必要に応じて関連する方法を提案する。

3.16. 比例と臨界値

EIOPA は、ソルベンシー II の枠組みの適用における比例性が強化されるかどうか、特に以下の分野について評価するよう求められている。

- ・ソルベンシー II 指令 2009/138/EC 第 4 条に定義されているソルベンシー II の適用範囲から除外するための臨界値の妥当性
- ・規模の限界値、事業の性質又はそのリスクに基づき、枠組みの 3 つの柱のいずれかに関する一定の要件を免除する可能性
- ・個々の保険又は再保険会社の SCR の重要な部分を形成するサブモジュールの簡素化された計算に関する規則

2 | 問題の特定

標準式 SCR は 7 個のリスク・モジュールと 39 個のリスク・サブモジュールから構成される。これらのいくつかは、さらに、それぞれの資本要件を有する異なるリスク、シナリオ、タイプ又は地域に分割される。通常、SCR のこれら全ての部分は、SCR への影響によって測定すると、同じように重要ではなく、一部は会社にとって重要でない場合もある。それにもかかわらず、SCR の重要でない部分の計算は、より多くの重要な部分の計算と同じくらい複雑である。

資本要件は小さいか、あるいは重要性は低いが、リスク管理の観点からは、そのような資本要件を 0 とすることは慎重ではない。会社と監督当局の双方にとって、各リスクの経時的な進展をモニターすることが重要である。これは、リスクを完全に無視した場合には当てはまらない。重要でないリスクが徐々に大きくなることもあるが、SCR の計算からその資本要件が除外されているため、これには気付かない。

委任規則第 89 条から第 112 条までにおいて、資本要件についていくつかの簡素化が与えられている。しかし、比例原則の下で適用されるべき更なる簡素化を見出す余地がある。特に、重要性のないリスクの場合及び小規模会社の場合には、委任規則に示された簡素化はなお複雑である。

例えば、以下の例が挙げられている。

- ①生命保険引受リスク・モジュールにおいて、死亡リスクと長寿リスクを定量化するには、ショックが損失につながる契約を特定する必要がある。この識別には、SCR の事前評価と事後計算を含むいくつかのステップのプロセスが含まれており、このプロセスは限定された数量的影響のために一部の NSAs にとって負担となっている。
- ②SLT と NSLT の健全性を区別する必要がある健康保険引受リスク・モジュールの設計についても同様の負担が主張されている。特定のケースではリスク感応度に影響する可能性があるが、コストとベネフィットの観点から正当化できない場合もある。
- ③損害保険引受リスク・モジュールでは、損害保険解約リスク・サブモジュールにおいて、保険契約ごとに 40% の解約率を適用することが求められており、運用上の課題となる可能性がある。
- ④既存及び新規の簡素化にもかかわらず、カウンターパーティのデフォルト・リスク・モジュールは、リスク軽減効果の仮定 SCR 計算が必要なため、依然として複雑である。

3 | 助言内容

EIOPA は以下の助言を行っている。

EIOPA は、SCR 標準式の計算をさらに簡素化することにより、フレームワークにおける比例性を高めるための二つの異なるアプローチを検討している。

- ・オプション 2：重要でないリスクに対する資本要件の簡素化された計算の導入
- ・オプション 3：重要性の低いリスクに対する資本要件の統合的かつ簡素化された計算の導入

4—「第 2 の柱における比例性」

ここでは、「第 2 の柱における比例性」に関する検討内容について、報告する。

1 | 欧州委員会からの助言要請

この項目に関する欧州委員会からの助言要請の内容は、以下の通りである。

3.16. 比例と臨界値

EIOPA は、ソルベンシー II の枠組みの適用における比例性が強化されるかどうか、特に以下の分野について評価するよう求められている。

- ・[..]
- ・規模の限界値、事業の性質又はそのリスクに基づき、枠組みの 3 つの柱のいずれかに関する一定の要件を免除する可能性

2 | 以前の助言内容

CEIOPS は 2009 年 10 月、ソルベンシー II レベル 2 の実施措置に関する勧告の一環として、ガバナンスシステムに関して、欧州委員会にその勧告を提出した。

最近では、EIOPA は 2018 年 4 月に、ソルベンシー II の委任法と IDD (指令 2016/97/EU) における持続可能性のリスクとファクターの統合に関して、欧州委員会への助言を提出した。これには委任規則のガバナンス制度に関する条項に対する修正案が含まれている。

3 | 問題の特定

比例原則は、ソルベンシー II の枠組み全体に適用され、ガバナンスシステムは会社が抱えるリスクの性質、規模及び複雑性を考慮すべきであるため、特にガバナンス要件の文脈において適用される。この原則は、会社が一定の要件から除外される権利ではないが、これらの要件に関して実施される要件も監督権限も、中小会社にとって負担が大きすぎるものではない。

第 2 の柱の要件の適用における比例性が強化され得るかどうかを評価するために、EIOPA は NSAs 及び業界からのインプットとして、特に以下の点を考慮に入れている。

- ・第 2 の柱における比例性に関するソルベンシー II のレビューにおける NSAs への専用調査 (2019 年 5~6 月)
- ・(第 2 の柱に関する比例関係を含む) ソルベンシー II 2020 レビューの様々なトピックに関する 2019 年 7 月

16日のパブリックイベントにおける利害関係者からのフィードバック

- NSAsの経験は、以下のピア・レビューの実施を通じて収集される。
 - AMSB(管理・経営・監督機関)のメンバー及び適格株主の妥当性に関するピア・レビュー
 - 主要機能に関するピア・レビュー

EIOPAは、ソルベンシーII指令又は委任規則の第2の柱の規定において比例性を高めることができる次の分野を特定した。

主要機能、ORSA、文書化された方針、AMSB、報酬

4 | 助言内容

EIOPAは、第2の柱の要件に関する比例原則の適用を改善するため、ソルベンシーIIにおいて以下の修正を提案する。

主要機能

EIOPAは、次のような状況が比例原則に従って正当化される場合には、それを認めるべきであると提案している。

- 主要機能（内部監査機能を除く）と運営機能の組み合わせ
- 主要機能の組み合わせ
- 主要機能所有者の条件とAMSBメンバーの条件の組み合わせ

特に、新たなパラグラフを委任規則第268条に以下のように追加することができる。

x. 内部監査機能を除く主要機能の責任者は、以下の条件が満たされる場合には、運営機能の責任者であってもよい。

- (a) 会社の事業に内在するリスクの性質、規模及び複雑性の観点から適切なものであること
- (b) 利益相反の可能性が適切に管理されていること
- (c) その組み合わせによって、その人の責任を果たす能力が損なわれないこと

x. 以下の条件が満たされる場合、主要機能の責任者は、他の主要機能の責任者になることもできる。

- (a) 会社の事業に内在するリスクの性質、規模及び複雑性の観点から適切なものであること
- (b) 利益相反の可能性が適切に管理されていること
- (c) その組み合わせによって、その人の責任を果たす能力が損なわれないこと

x. 主要機能の責任者は、以下の条件が満たされる場合には、AMSBの構成員であってもよい。

- (a) 会社の事業に内在するリスクの性質、規模及び複雑性の観点から適切なものであること
- (b) 利益相反の可能性が適切に管理されていること
- (c) その組み合わせによって、その人の責任を果たす能力が損なわれないこと

ORSA

EIOPAは、通常のORSAは全体的なソルベンシーの必要性と、資本要件及び技術的準備金の継続的な遵守のために、年次の頻度でのみ提供されることを提案している。会社のリスク・プロファイルが標準式を用いて計算されるSCRの基礎となる前提から逸脱しているという重要性の評価は、2年毎及びリスク・プロファイルの重要な変化があった場合に提供されるべきである。

特に、ソルベンシーⅡ指令第45条第5項は、次のように修正することができる。

「5. 保険及び再保険会社は、そのリスク特性に重大な変化が生じた後、少なくとも毎年、かつ、遅滞なく、第1パラグラフに規定されている評価を行わなければならない。

このパラグラフの第1サブパラグラフからの逸脱として、SCRを計算するために標準式を使用する保険及び再保険会社は、少なくとも2年毎、かつ、そのリスク・プロファイルに重大な変化があった場合には遅滞なく、第1パラグラフのcに規定されている評価を行うことができる。」

さらに、EIOPAは、ORSAの一部であるストレステストとシナリオ分析の複雑性に関して、比例性への明示的な言及を含めることを提案している。

特に、委任規則第262条第2項は、次のように修正することができる。

「第1項に規定する要素は、次の事項を考慮する。

(a) 会社が長期的に直面するリスクを勘案するための期間

(b) 会社の事業やリスク特性に適した評価・認識基準

(c) 会社の内部統制、リスク管理制度及び承認されたリスク許容限度

(d) 会社の事業に固有のリスクの性質、規模、複雑さに比例的なストレステストとシナリオ分析の結果」
文書化された方針

EIOPAは、文書化された方針の見直しの頻度に関して、より柔軟性を導入することを提案している。報酬政策はまた、文書化された方針のリストに追加されるべきである。

特にソルベンシーⅡ指令第41条第3項は、次のように修正することができる。

「3. 保険会社及び再保険会社は、少なくとも、リスク管理、内部統制、内部監査、報酬及び必要に応じてアウトソーシングに関連した文書化された方針を有しなければならない。これらの方針が実施されることを確実にしなければならない。

これらの文書化された方針は毎年見直されるものとする。保険及び再保険会社は、事業に内在するリスクの性質、規模及び複雑性を考慮して、3年間を上限に、より頻度の低いレビューを行うことが認められるかもしれない。

これらの文書化された方針は、AMSBによる事前の承認を受けなければならず、また、関係するシステム又は領域の重大な変更を鑑みて調整されなければならない。」

AMSB

EIOPAは、会社がAMSBの構成と効果的な運用を定期的に評価することを提案している。

特に、委任規則第258条第6項は、次のように修正することができる。

「6. 保険及び再保険会社は、その統治制度の妥当性及び有効性を監視し、定期的に評価し、また、欠陥に対処するための適切な措置をとる。評価は、会社の事業に内在するリスクの性質、規模及び複雑性を考慮して、AMSBの構成、有効性及び内部ガバナンスの妥当性に関する評価を含めなければならない。」

報酬（変動要素の延期）

EIOPAは、委任規則第275条第2項(c)で規定されている変動報酬部分の相当部分の義務的延期の範囲は、会社の規模並びに職員が認識する変動報酬の絶対額及び相対額を考慮して限定されること

を提案している。限定された範囲は2019年5月20日の欧州議会及び理事会指令(EU)2019/878の第94条に沿ったものとなる。しかし、銀行業の枠組みにおける臨界値は、保険市場の特性に合わせて調整されるべきである。

変動報酬の延期及び委任規則で定義されている報酬に関するその他のハイレベルの原則に関して、EIOPAは監督上のコンバージェンスを強化することを目的とした意見を最終決定する過程にあることに留意すべきである。EIOPAは、意見書案の公開協議の後、立法の枠組みで報酬に関するより詳細な規定を設ける必要性をさらに評価する。

5—「第3の柱における比例性」

ここでは、「第3の柱における比例性」に関する検討内容について、報告する。

EIOPAは2019年7月に、ソルベンシーIIの報告・開示要件に関する技術的助言を記載したコンサルテーションペーパーを公表したが、このレビューの焦点の1つは要件の妥当性であった。提案されている変更点は次のとおりである。

- ・ソルベンシーII指令第35条をリスクベースの監督報告パッケージで補完
- ・比例原則に沿ったリスクベースの臨界値の見直しと改善
- ・四半期提出書類の簡素化
- ・いくつかの定量的な報告のテンプレートを削除し、その他の四半期及び年間のテンプレートを簡素化

6—まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシーIIの2020年のレビューに関するCPのうちの、「比例性」に関する項目について報告した。

次回のこのシリーズのレポートでは、「グループ監督」の項目について報告する。

以 上